

改正

令和3年3月12日告示第60号

佐野市新型コロナウイルス感染症対策に係る救急医療体制維持支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 救急医療機関の運営に要する経費を助成することにより、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（以下、新型コロナウイルス感染症という。）の影響の下における救急医療体制の維持を図り、もって市民の救急医療を受ける機会を確保することを目的として市が交付する新型コロナウイルス感染症対策に係る救急医療体制維持支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に存する救急告示病院（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により、栃木県知事が告示した病院をいう。）の開設者、佐野市医師会及び佐野歯科医師会とする。

(交付対象医療機関)

第3条 補助金の交付の対象となる救急医療機関は、佐野厚生総合病院、佐野市民病院、佐野休日・夜間緊急診療所及び佐野休日歯科診療所とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に規定する救急医療機関において新型コロナウイルス感染症の感染防止及び救急医療体制の維持に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費に対し、予算の範囲内において市長が定める。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月12日告示第60号）

この告示は、告示の日から施行する。